

〔補論〕 重要な虚偽表示リスク・発見リスク・実証手続の関係 【短A 論A】

重要な虚偽表示リスクを高いと評価した場合、発見リスクの水準は低く設定される。これは、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるためには、重要な虚偽表示が看過される可能性を低く抑えることができるような充実した実証手続の実施が必要であることを意味する。

他方、重要な虚偽表示リスクを低いと評価した場合、発見リスクの水準は高く設定される。これは、重要な虚偽表示が看過される可能性の高い軽減された実証手続によっても監査リスクを許容可能な低い水準に抑えることができることを意味する。

〔まとめ〕 監査リスクの構成要素と監査上の対応

RMM低い

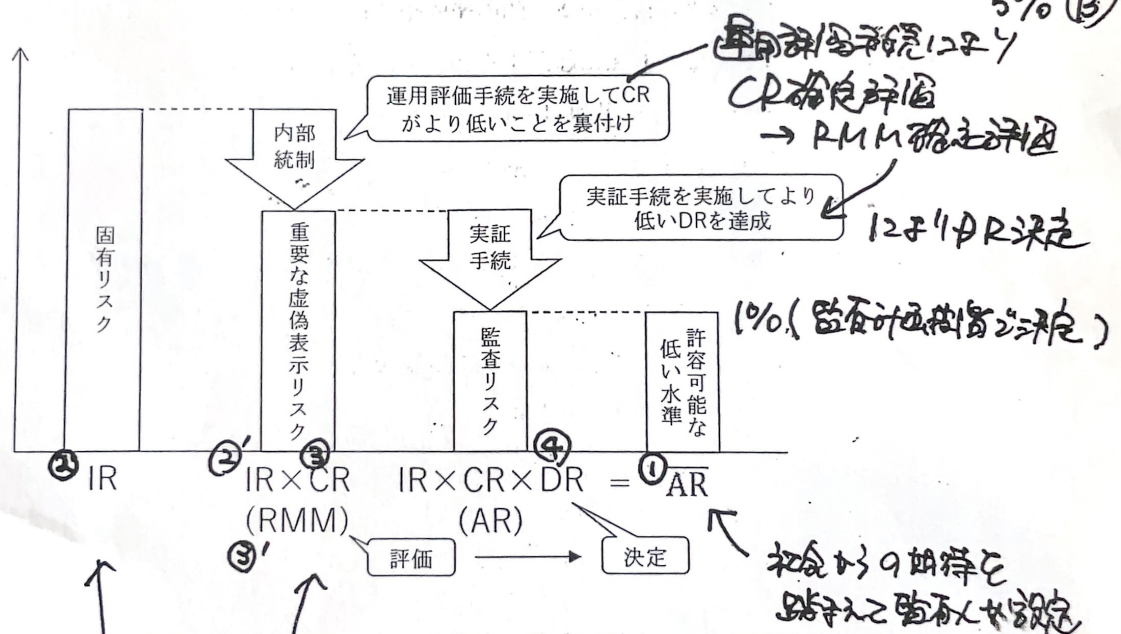
リスク	影響要因	所在	監査上の対応
固有リスク	固有リスク要因 (1) 事業の性質 (2) 事業の複雑性 (3) 事業の環境	企業側	評価
統制リスク	経営者が整備・運用する内部統制の有効性	企業側	評価
発見リスク	監査人が立案・実施する実証手続の有効性	監査人側	決定

RMM高い

2% (50% 40% ???) 50% (A)

50% 40% 20% (B) 5% (B) ???

なお、監査リスクを許容可能な低い水準に抑える過程は、下図のように示すこともできる。



監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクに対応する監査手続として、運用評価手続及び実証手続を実施することを通じて、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、十分かつ適切な監査証拠を入手することになる。

リスク評価手続により監査リスクを決定

- ① 発見リスクは50%. 高い水準で抑えている
- ② 5% 低水準に抑えている

3 特別な検討を必要とするリスク

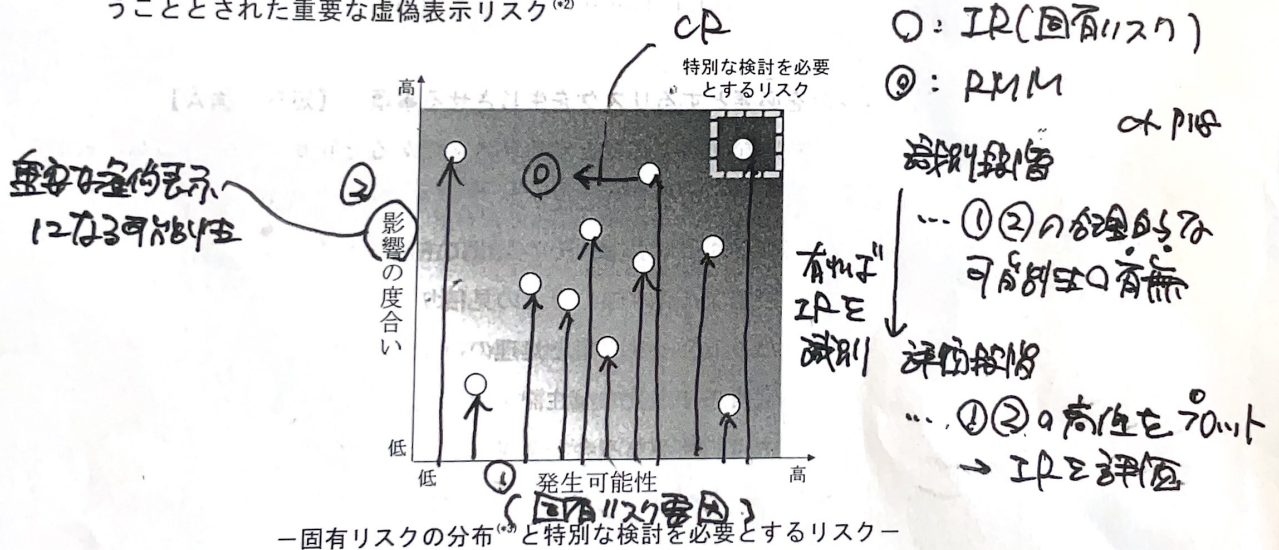
監査人は、リスク評価に際して識別した重要な虚偽表示リスクの中でも、監査実施の過程において特別な検討を行う必要があるものについて、特別な検討を必要とするリスクと決定し、当該リスクに適切に対応することが求められている。

(1) 特別な検討を必要とするリスクとは 【短A 論A】

特別な検討を必要とするリスクとは、識別された以下のような重要な虚偽表示リスクをいう。[監基報315:11(10)]

① 固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスク^(*)

② 各監査基準報告書の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク^(*)



監査人は、特別な検討を必要とするリスクを決定することで、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクにより重点を置くことができる。

(*1) 特別な検討を必要とするリスクにおける固有リスクの重要度とは相対的なものであり、その検討においては監査人の判断を伴う。

(*2) 監査人は、不正による重要な虚偽表示リスク（経営者が内部統制を無効化するリスクを含む。）（後述 p. 245 参照）及び通常取引過程から外れた関連当事者との重要な取引（後述 p. 141 参照）について、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うことが要求されている。

(*3) 評価した固有リスクの程度は高いものから低いものまで様々であり、これを固有リスクの分布（境界線がなく無段階に連続的に変化する固有リスクの分布）と呼ぶ。